



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャックス
代表者名 取締役社長 春野 伸治
コード番号 8584 (東証第一部・札証)
問合せ先：取締役専務執行役員 杉山 勉
(TEL : 03 - 5448 - 1311)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、現在の取締役報酬枠の範囲内で、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を本年 6 月 28 日開催予定の当社第 81 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入するために付議する議案の内容

当社取締役に対する報酬として株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することにつき、承認をお願いするものです。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は 250 個とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、(4) の期間内において、取締役および役付執行役員(※)いずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

(注) なお、当社第 81 期定時株主総会終結の時以降、当社の役付執行役員(※)に対しても、上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を取締役会の決議により割り当てる予定です。

以上

(※) 役付執行役員とは専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員を示す。